

質問に対する回答

案件名称	大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託－3	
番号	質問	回答
1	<p>企業及び配置予定技術者の実績として「2. ドローン（UAV）以外の新技術を用いた橋梁点検業務」が求められておりますが、UAVとは「人が搭乗しない（無人機である）航空機」であるため、「水中ドローンを用いた橋梁点検業務」は実績として認められますでしょうか。</p>	<p>業務実績として認めます。</p>
2	<p>橋梁補修調査業務として発注された「非破壊調査を用いた詳細点検業務（RC 床版のコンクリート内部の劣化状況調査を車載型の3次元レーダー探査で実施）」は規定業務2. に該当すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>規定業務2に該当します。</p>